

# 令和3年度 第2回武蔵野市総合教育会議

日時：令和4年3月3日（木）

場所：武蔵野市役所西棟4階 412会議室

令和3年度第2回武蔵野市総合教育会議

○令和4年3月3日（木）

○総合教育会議構成員出席者

市長	松下 玲子	教育長	竹内 道則
教育委員	井口 大也	教育委員	清水 健一
教育委員	渡邊 一衛	教育委員	高橋 和

○総合教育会議関係者

副市長 笹井 肇

○事務局出席者

総合政策部長	吉清 雅英
教育部長	樋爪 泰平
保健医療担当部長	一ノ関 秀人
子ども家庭部長	勝又 隆二
企画調整課長	真柳 雄飛
オリンピック・パラリンピック担当課長	宮本 亮平
市民活動推進課長	馬場 武寛
子ども子育て支援課長	吉村 祥子
子ども家庭支援センター担当課長	小林 玲子
子ども育成課長	吉田 竜生
児童青少年課長	茂木 孝雄
教育企画課長	渡邊 克利
学校施設担当課長	西館 知宏
指導課長	村松 良臣
教育支援課長	牛込 秀明
教育支援課教育相談支援担当課長	祐成 将晴
生涯学習スポーツ課長	長坂 征
企画調整課企画調整主査	伊藤 聡

事務局 企画調整課 丹羽、相馬  
教育企画課 安藤

## 1 開 会

○松下議長 それでは、ただいまから令和 3 年度第 2 回総合教育会議を開催いたします。

コロナ禍となり 2 年が経過いたしました。現在、オミクロン株の流行により、感染者数も今年に入って大変増えており、心配な思いをされている方も多いかと思えます。学校現場や様々な場所において感染防止対策を行いつつ、子どもたちの健やかな学びや育ちを支えるために日々ご尽力をいただいております全ての皆様に感謝を申し上げます。引き続き、このコロナ禍を市民の皆様とともに力を合わせて乗り越えていきたいと思えますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

## 2 報告事項

### (1) 保健センター増築及び複合施設整備検討について

○松下議長 それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、報告事項の(1)「保健センター増築及び複合施設整備検討について」から始めます。資料 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 まず本日の配付資料について確認させていただきます。

最初に、次第が 1 枚です。次に、資料 1 「保健センター増築及び複合施設整備基本計画(素案)概要版」。資料 2 「武蔵野市高校生等医療費助成事業の拡充について」。資料 3 「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策について」。資料 4 「市立小中学校における学習者用コンピュータの活用状況について」。資料 5 「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 重点的取り組み事項 令和 3 年度取り組み状況」。資料 6 「令和 4 年度 総合教育会議 開催日程」。参考資料として「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱(令和 3 年 5 月改定)」を配付しています。

それでは、資料 1 について、担当より説明をさせていただきます。

○伊藤企画調整主査 資料 1 をご覧ください。

まずは、「基本計画策定の目的」ですが、昭和 62 年に開設し、34 年が経過する保健センターについては、構造体は健全ですが、施設設備の老朽化が進んでおり、実際に排水管からの漏水が起こったり、空調設備に不具合が出ていたりしています。令和 2 年度に行った「劣化度調査の結果」を掲載していますが、劣化の進行度が高い 1、2 の項目が多くなっているという状況です。

ただ、保健衛生や母子保健事業を担う保健センターは、休止することができないため、

どのように大規模改修を行うかが喫緊の課題となっていました。さらに、開設以降増えていく事業に加え、新型コロナウイルス対応も加わり、保健センターの建物だけでは対応できない状況となっています。

保健センターが担う機能や現状については、「目的」の下に記載しておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

「目的」の2段落目の「また」のところからですが、保健センターの検討とは別に、子ども子育て支援に関する課題から、切れ目なく包括的な支援を実現する複合施設の検討が進められてきました。詳細はこの後説明しますが、今回は、保健センターの大規模改修のために増築を行い、保健センターの機能拡充を行うとともに、保健センターが担う母子保健事業と親和性が高い子ども子育て支援施設を含む複合施設を整備することで、「健康危機管理体制の強化」と「妊娠期からの切れ目のない支援」などを実現する体制の構築を目指し、役割・機能、施設計画を明確に示すものがこの基本計画となります。

先ほど「大規模改修のための増築」と言いましたが、なぜ大規模改修を行うような増築が必要になったのかという検討過程をフロー図にしたものが「目的」の右側の「保健センター増築の検討」です。床面積が4,000㎡を超える保健センターの機能を維持しながら改修を行うにあたり、まず、一時的に機能移転させることを考えましたが、この規模を入れられる施設はなく、仮設対応するにも検査機器の放射線に対応できず、対応しようとするれば新しく建てるよりもコストがかかるという結論に至りました。

そこで、保健センターの北側にある旧中央図書館の敷地を活用し、増築した部分に保健センター機能を移転し、既存建物の大規模改修を行うという手法で進めることになりました。

次に、下の「子ども子育て支援施設整備の検討」ですが、増築部分と大規模改修した既存建物について、まずは保健センターの機能拡充を図りますが、これに加えて、どう活用していくか、様々検討されました。その中で、先ほどご説明しましたとおり、母子保健事業との親和性の高さから、子ども子育て支援施設を加えた複合施設として進めることになりました。

裏面をご覧ください。左上の図の複合施設のイメージですが、二重線のところがこの施設で実現したいこととなります。この中で、図の右下に○が3つありますが、大きくこの3つの機能が入ることになり、教育相談については、現在、大野田小学校にある教育支援センターをこちらに移転、複合化します。また、不登校児童・生徒支援のチャレンジルームも移転する方向で検討を進めています。この施設を拠点として、様々な関係機関との連携体制を構築していくことを目指すものです。

右の図は、事業の進め方のイメージです。まず、現在の保健センターの北側に増築し、そこに保健センター機能を一時移転した後に、既存建物の大規模改修を行います。この工

事の完成後に、今、外部に分散している保健センターの機能の集約強化や、子ども子育て支援の各施設の機能を集約し、複合化を図るものです。

最後に、下のスケジュールですが、この素案に対するパブリックコメントを2月28日まで行っていました。現在は、意見の集約と、計画策定に向けた作業を行っているところです。今年の夏から秋頃にかけて設計事務所が決まりましたら、2年程度かけて設計を行い、その後、増築工事が2年程度、大規模改修工事が1年程度となり、令和9年度以降に複合施設としてスタートする予定となっています。

説明は以上です。

○松下議長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等をいただきたいと思います。私からも1点補足させていただきます。今回説明があった子ども子育て支援施設整備というのは、母子保健法が5年前に改正され、その中で母子健康包括支援センターを市町村に設置することが努力義務とされています。母子健康包括支援センターというのは法律上の名称で、これを子育て世代包括支援センターとして、現在、武蔵野市では、施設は一体ではないのですが、機能連携として市内の各場所で子育て世代を包括支援するという理念を持ちながら行っていますが、施設を同じくして、切れ目のない支援をする。子どもが生まれる前から、そして、生まれた後も切れ目のない支援を行うという連携は非常に重要であると、この間、検討をしてきたこともございます。

それでは、ご意見やご質問等をお願いいたします。

○渡邊委員 大変いい施設ができそうで、期待感が高まっています。基本理念に「オールライフステージにわたる保健サービス」とあって、裏面を見ると、それに関係していそうなのが、二重枠の中の右側の「子ども子育てに関する相談支援」の2番目だと思います。妊娠期からスタートして、保育園、幼稚園、小学校、中学校、さらに18歳までということで、長年にわたって支援を継続的に受けられることは非常に良いと感じます。

そのときに、肉体的な健康だけではなく、精神的な健康ということも非常に重要で、最近是非常に悩みが多い部分であると感じています。その辺の対応はこれから考えていただくと思いますが、何かもしわかる内容があったら、あるいは、どういうところのどういう施設を使いながら、それを実現していくかということがわかるといいなと感じました。

○松下議長 子どもの健康、精神的な、心のケアとも言いますかね。そのあたりの、一体的なセンターとなったとき、どんなことができるかというか、予測されるか、効果が期待されるかという点についてお願いします。

○吉村子ども子育て支援課長 この複合化する施設の目的の一つは、子どもに係る相談機能を集約するというところです。その中で、教育相談や、療育相談で、実は子どもからの相談というのも、今、子ども家庭支援センターでは行っていますが、とても少ない状況にあるところを、この施設に相談機能を入れることによって、子どもからの相談や、それに

続く親からの相談、支援者同士の情報共有などをしながら、子どもの成長を図っていくような施設にしたいと思っています。具体的なところは、これから市民のご意見を聞きながらやっていきたいと思っています。

○渡邊委員 期待していますので、実現をよろしくお願ひしたいと思います。

○松下議長 ほかにご意見やご質問ございますか。ありがとうございます。

それでは、1件目の報告事項は以上となります。

## (2) 武蔵野市高校生等医療費助成事業の拡充について

○松下議長 続いて、報告事項の(2)「武蔵野市高校生等医療費助成事業の拡充について」、資料2、事務局より説明をお願いいたします。

○吉村子ども子育て支援課長 「武蔵野市高校生等医療費助成事業の拡充について」です。

1番、「事業の目的」です。全ての子どもが健やかに成長することができるよう、子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して、必要な医療を安心して受けられる環境を整備することを目的としております。

2番の「事業の概要」ですが、令和3年度から市独自で高校生等の入院医療費について助成を開始しております。来年度、令和4年4月診療分より、通院等についても助成の対象にするよう医療費助成を拡充いたします。乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と同様に、所得制限は設けません。この拡充により、0歳から18歳年度末までの切れ目のない子どもの医療費助成が実現するという形になります。

3番の「事業の規模」ですが、対象の子どもの数は、約3,200人程度と見込んでおります。

4番の「拡充内容について」ですが、太枠の下線が拡充して変わるところですが、上から4枠目の助成範囲として、先ほど申し上げましたとおり、入院費について助成をしていたところ、通院費についても助成を開始します。

助成方法は、令和3年度は償還払いということで、お金を一旦払って、それを申請して給付を受けるものであったものを、令和4年度から現物給付を始めます。

裏面にまいりまして、拡充内容の2つ目ですが、先ほどの現物給付にもかかわりますが、医療証の利用を開始いたします。令和4年4月から市内の医療機関で高校生等の医療証を利用することができるようになります。利用証が利用できない場合は償還払いという形で助成をいたします。

一番下の図ですが、高校生等医療証とマル子の医療証は、形状、使い方もほぼ同じになります。ただ、高校生等の医療費助成は、市独自の制度になりますので、市内の医療機関でのみ使えるものとなります。

説明は以上です。

○松下議長 説明が終わりました。ただいまの説明について、皆様のご意見やご質問をいただきたいと思いますが、私からも少しお話をさせていただきます。

高校生等医療費助成事業が、0～18歳までの子ども医療費助成がいよいよ今年の4月から本格実施いたします。この間、様々議論を行い、皆様のご理解とご協力を得ながら、この4月から始めることができることを、私自身もとてもうれしく思います。

つい先日、東京都が都内の子どもの医療費助成を高校生まで拡充する旨、発表があり、そのためのシステム改修費が来年度の都の予算に計上されていると聞いています。武蔵野市は、かれこれ5年前から、時間をかけてシステム改修を行い、入院から始めて、そして、この4月からは窓口負担もなく、医療証を提示するという形で、東京都よりも先に実現ができますけれども、このことで、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的な支援につながると考えております。コロナ禍で東京から人口が流出しているという現象も起きているようですが、安心して子どもを産み育てられる、そんなまちであり続けたいと思っています。ぜひ皆様のご意見やご質問をお願いします。

○井口委員 これにつきましては、まさに高校生の親として、ちまたで、いよいよ始まるね、うれしいねという声を複数聞いているところです。都に先行して実施されることについて、親として本当にありがたいなと思っている声を、今お伝えさせていただきました。

○松下議長 どうもありがとうございます。

○竹内委員 私も期待は同様なのですが、今まで歯科の受診抑制があったのではないかと思います。経済的な部分もあったりして、受診抑制がどの程度か、つぶさにはわかりませんが、特に今度、現物給付が受けられるという点は大きい。次のステップに入ったなと思います。市外の医療機関で受けた場合は償還払いになるということで、どのぐらいで戻ってくるのか、それを教えていただければと思います。

○松下議長 償還払いについてお答えください。今、15歳までは償還払いではなくてやっていると思います。

○吉村子ども子育て支援課長 申請した月の翌月払いになります。

○松下議長 実績はあるんですね。

○吉村子ども子育て支援課長 高校生の入院医療費は、令和3年度については、市内であっても今は償還払いです。中学生以下の子どもの医療費については、都外で払った場合は償還払いです。

○竹内委員 わかりました。ありがとうございます。

○松下議長 ほかにございますか。

では、いよいよ本格実施をいたしますので、また引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

### (3)「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」の策定について

○松下議長 続きまして、報告事項の(3)「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策について」の議題に入ります。資料3について、事務局より説明をお願いいたします。

○村松指導課長 それでは、『武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策』の策定について説明いたします。

第1に策定の経緯でございます。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、本市では、平成26年7月にいじめ防止対策推進法12条に基づき、「武蔵野市いじめ防止基本方針」を定めました。

平成29年3月には、国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

本市では、いじめの問題を風化させず、常に子どもたちが意識できるように、各校で作成したいじめ防止の標語等を子どもたちの願いとして集約し、市のいじめ防止基本方針に転記したうえで、ポスターを作成し、学校で生活する子どもたちや、学校に来校した保護者や地域の方がいつでも見られるように掲示しています。

本市においては、これまで重大事態等の深刻ないじめ問題は発生していない状況ですが、冷やかしやからかい等のいじめの件数は年々増加傾向にあります。これは、各学校が学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめは誰にでも、どこにでも起こり得ることを認識し、早期発見、早期対応により解決を図っているためだと考えます。

次に、具体的方策についてでございます。市教育委員会では、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づき、本市におけるいじめ防止対策をより一層推進するとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応をより実効性の高いものとし、重大事態が万が一発生した場合に、迅速な対応を行う観点から、具体的方策を定めたところでございます。

策定を通していじめ防止に向けた法的な根拠や、学校、市、教育委員会が行う様々な取組の位置付け、具体的な対応方法について明確にいたしました。

策定の流れや項目等は、資料後半にあるとおりでございます。また、冊子資料として具体的方策を配付しております。

報告は以上でございます。

○松下議長 報告が終わりました。ただいまの報告について、ご意見やご質問をいただきたいと思っております。

私から最初に、いじめの防止等の対策に関する基本理念の冒頭に掲げられているように、いじめは子どもの人権にかかわる重大な問題であるということ、いじめを行うということは人権侵害であるということ、ぜひ広く皆様に知っていただいて、いじめをなくす、い

じめを撲滅するように実効力ある取組を具体的方策として行っていただきたいと思います。

それでは、皆さん、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

○高橋委員 私は、教育委員会の場でも少し述べさせていただきましたが、この基本方針に基づく具体的方策の中で、いじめというのは、加害者側の何かしらの心の病なり、環境なりということを抱えているのではないかなと思います。だから、今後、より加害者になってしまうお子さんの環境や、その背景にあるもの、あとはケアの部分も含めて、いじめに関してはいろいろ方策をしていただければと思っております。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにご意見やご質問はございますか。

○清水委員 総合教育会議が始まるきっかけとなった大津市の非常に痛ましいいじめ事件があったわけですが、その後、いじめが少なくなっているかということ、必ずしもそうではない。全国的にかなり深刻ないじめで命を落とすというようなことがあるわけです。重大事態が起きたときに、何を大切に、どういうふうに動くのかということを決めておくことは非常に大切なことだと思います。ですから、今回のこれはとてもいいなと私は思っています。

いじめについて考えていくときに、大事なことが2つあると思います。まず一つは、武蔵野市の教育目標に書かれている、人権教育の大切さです。いじめの起きない環境をつくっていくということがすごく大事だと思います。その中で、豊かな人間性を育む肯定的な指導というのがすごく大事で、先生たちの指導ももちろんそうですし、子ども同士の関係も、相手のよさを認めていくということ、それから、保護者や地域の方も、子どものいいところを認めて伸ばしていくような、そういったことを大事にしていくということがあると思います。

それから、もう一つは、いじめが起きてはいけないのですが、今日、午前中の定例会でも話がありましたが、調査したら、武蔵野市では重大ないじめは報告されなかった。ただ、解決はしたけれども、小さいいじめはあったということです。いじめがあったときに、教育的な対応がすごく大事だと思います。それはどういうことかということ、まず、いじめを解決するというのが一番大切ですが、いじめを解決すればいいということではなくて、いじめが起きたときに、それをいじめた側が悪いという一面的な指導ではなくて、被害者も加害者も、高橋委員のお話にもありましたが、一人一人がいじめという経験を通して成長していけるように大人がかかわっていく、そういったことがすごく大切なのではないかと思います。これは、今、ここにいる私たちはもちろんですが、保護者や地域の方々にもお伝えして共有していくことが大切だと思っています。

○松下議長 ご意見、どうもありがとうございます。ほかにご意見やご質問はございますか。

○渡邊委員 このような形で具体的な方策と、いわゆるマニュアル化できたわけですが、

このマニュアルをどう活用していくかということが大切だと思います。これに則って対応できるような環境、組織を整えていくことも必要ですし、地域や家庭にも、このような内容が決まったということや、このような方針でいくんだということを徹底してお伝えすることも我々の役割として、大切なことだろうと思いつつ見えています。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにご意見やご質問ございますか。

○井口委員 いじめ防止基本方針をまとめ上げるまでに、教育委員会定例会で何度にもわたって内容を吟味してでき上がったものだというので、これについては本当に思いが強くあるところです。

資料3にあります平成26年7月の※の、矢印で始まる「いじめ問題を風化させず」という、「風化」という言葉については、私も定例会で発言させていただいて、「風化」というのは、昔あったことが何か少しずつ薄らいでいくようなイメージもあるというところから、具体的方策の1ページの5行目、「本市では、『いじめ防止基本方針』を、いじめの問題を他人ごとにはせず」という表現に変えていただきました。一字一句にわたって、私たちの思いの中で、いじめを少しでも減らしたい、なくしたい、重大な案件はゼロを継続していきたいという気持ちがあります。

また、いじめとけんかといじりは何が違うのかということまで少し掘り下げ、今回のいじめ防止の各教室にも貼っていただこうと思っているポスターにも、1つの標語として、いじめといじりは紙一重というものを選びました。子どもたちの中でも、悪ふざけなのか、けんかなのか、いじめなのか、その辺の見極めに、周りの子どもや、大人、先生がどのように介入していくか。その辺まで深く踏み込んで、少しでもいじめによって悲しい思いをする子どもたちが減るようにという思いがあるということをお伝えしたくて、今、発言させていただきました。

○松下議長 どうもありがとうございます。ほかにご意見やご質問はございますか。

#### (4) 市立小中学校における学習者用コンピュータの活用状況について

○松下議長 それでは、報告事項の(4)「市立小中学校における学習者用コンピュータの活用状況について」に入ります。資料4の説明をお願いいたします。

○村松指導課長 それでは、「市立小中学校における学習者用コンピュータの活用状況について」説明いたします。

1番のとおり、令和3年4月から小学校3年生以上の児童・生徒に学習者用コンピュータを配付し、小学校1・2年生は教室の充電保管庫に保管して活用しながら、現在、学習者用コンピュータを活用した授業等を展開しております。

2番の「学習者用コンピュータを活用した授業実践について」、当初、事務局が想定した

以上に、先生方が積極的に学習者用コンピュータを活用した授業実践に挑戦していただいているところがございます。また、授業だと少しハードルが高いところではございますが、授業以外に学級内や校内の特別活動、係活動、委員会活動で活用されており、先生方の校務でも活用等されております。

現在、学級閉鎖等が多く発生していますが、臨時休業が発生した場合は、学習者用コンピュータを活用した、いわゆる「オンライン朝の会」を実施して、家庭学習への意欲付けを行っております。また、オンライン学習による家庭学習の支援を行っております。現在は、1日1単位時間以上のオンライン学習を行っていくことと、双方向のオンライン授業についても積極的に行うように学校に指示しております。

また、Google クラウドルーム、これは担任の先生や子どもたちをつなぐものでもありますけれども、事務局の指導課と先生方をつなぐクラウドルームも開設して、指導課からの情報提供を行うとともに、先生方の授業実践を投稿してもらって、授業実践の蓄積を行っております。

3番目、「学習者用コンピュータを活用に関する支援について」は、これまで指導課におりましたICTサポーター3名に加え、端末導入支援員6名を配置して、各校に巡回支援を行っております。教員への操作支援や学習者用コンピュータの機能を活用した授業に関する支援を行っております。

また、保護者、地域向けには「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」、先生方には「武蔵野市学習者用コンピュータ活用ニュース」を月1回発行し、情報を発信しております。

今回、基本的な考え方に基づいて授業を始めておりますけれども、その中で武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会を設置しております。今年度は、2か月に1回程度、これまで6回開催しております。タブレット型パソコンを初めに使うときの約束であるとか、新たなクラウドサービスの利用、発達段階に合わせた学習者用コンピュータの活用、また、児童・生徒のパスワードの取扱い、デジタル・シティズンシップ教育、学習者用デジタル教科書の効果についても協議を行っております。また、この先生方からも授業実践の報告をいただいているところです。

さらに、学校での旗振り役として、ICT活用推進リーダーを各校で設定していただいております。これにつきましても連絡会を2か月に1回程度、これまで6回開催しております。普段の活用の課題などを共有したり、指導課から活用に向けて学校側に働きかけをしたりする会となっております。

裏面をご覧ください。先ほども説明いたしましたが、武蔵野市が進めるデジタル・シティズンシップ教育につきましても、基本的な考え方に位置付けておりますが、検討委員会等を通して、市教育委員会として、ICTを使うことが当たり前の社会に求められる態度や知識、技能を身に付けるということを武蔵野市が進めるデジタル・シティズンシップ教

育と定義して、考え方を整理しました。

また、学習者用コンピュータを使用するうえでは、不正アクセスなどの法の理解等も指導が必要となっておりますので、教員用、児童生徒用の資料を作成いたしました。

今後、発達段階に応じて、各教科等などの場面で指導していくのか、指導計画を検討委員会において協議いたします。

運用上の課題や対応について、この間、児童・生徒数の増加に伴い、予備費が限られていること、また、今後の児童・生徒数の増加が見込まれましたので、それに対応するため、今年度、補正予算で235台を計上して、タブレット型パソコンを追加いたしました。

また、学習者用コンピュータを用いた学力調査や、都立高校の受験手続、また、転出・進学の際のデータの取扱いやクラウドサービスの利用に際しての個人アカウントを学校が取り扱う場合など、必要に応じて随時個人情報保護審議会に諮問して、利用できるようにしております。

最後に、今年度は試行1年目ですが、現在、事業のまとめを作成しており、年度明け早々に教育委員会、議会に報告する予定でございます。

説明は以上でございます。

○松下議長 説明が終わりました。ただいまの説明に関して、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 今、指導課長のお話にもありましたが、研究発表や学校公開で授業を見ると、先生たちがよく使っていることがわかります。例えば、学習者用コンピュータを使っているからこういう授業ができるという場面をかなり見ます。先生たちの中にも、堪能な方と、そうでない方といらっしゃいますが、子ども同士の学び合いと同じように、先生たちもできる方からいろいろなやり方を学んで授業に使っているということがわかってきて、今、非常にいい雰囲気だなと思っています。

課題というお話もありましたが、武蔵野市は、対面の授業をとにかく大事にしている、主体的・対話的で深い学びを、質の高い授業をするために、今、一生懸命、先生たちが頑張っているわけです。

ただ、コロナについて言うと、今、オミクロンが少なくなってきたのはいるものの、この先まだまだわからない。そういう中で、学年閉鎖や、場合によっては学校閉鎖するということがもし起きたときに、さあ、リモート授業を始めようというのでは、ちょっと遅いと思うのです。リモート授業で主体的・対話的で深い学びができないものかと考えたら、対面まではいかないかもしれないけれども、できるんです。リモート授業で主体的・対話的で深い学びをどう実現していくかということの研究して、そういう授業を実現できるように準備を進めていくということは大事ではないかなと思っています。

今、武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会が回を重ねていろいろなことを考え

てくれているので、その話し合いをもとに、各学校で準備をしていく必要があるのかなと思っております。

○松下議長 ありがとうございます。何かございますか。お願いします。

○村松指導課長 ありがとうございます。過去、現在も学級閉鎖等を行っておりますので、その中でそれぞれ調整していただいているところです。指導課として考えるところでは、昨年度、今年度、学習指導要領が改訂され、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を求められております。現在、先ほどからご議論の中でもあります、対話を大事にした学び合いをしっかりと定着させることによって、いざリモートになったときには、その授業をもとにした形でオンライン授業が展開できるようにというふうに考えておりますので、その準備を着々と先生方は今積み重ねていただいていると認識してございます。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにご意見やご質問はありますか。

○高橋委員 私も学校訪問などで子どもたちが学習者用コンピュータを使っている姿を見ますと、子どもたちは慣れるのが早いなと思いました。というのは、生徒同士でクイズを出すなどというときには、自分で画面をつくり、そこに音楽を乗せ、イラストを乗せるということが当たり前のようにできてしまっているお子さんもいました。なので、子どもたちの活用というのは、我々が思うよりもあっという間に慣れ親しんでいくのかなという思いがいたしました。

先ほど清水委員からもありましたけれども、対面でのよさということももちろんあると思います。ただ、そのほかにも、今回、ICTというものを使用したからこそ、オンライン授業など、新たな武器を手に入れたようなものだと思います。五中のパネルディスカッションは非常にいい試みだなといつも思っていますが、例えば、あれのインターネット版で、市長と子どもたちがそこで直接意見を述べるとか、教育委員会の我々と直接やりとりをして、こんなことをしてほしいんだという意見を取り入れるなど、そういうような新たな使い方もできるのではないかなと思いました。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○渡邊委員 皆さんの発言と同様ですが、我々としては、初めてタブレットを全員に配付したときに、うまく使っていけるのかという心配があったわけです。ところが、研究発表会や学校訪問等を見ていくと、うまく使いこなしている部分が多いんです。ただ、清水委員がおっしゃったように、先生によってはなかなか難しいと感じている方がいらっしゃる。これは、ICTをうまく使うのが目的ではなくて、あくまでも手段であり、文房具として使っていただきたい。さらに、いい授業ができるようになる、いい学びができるようになるという目的があるわけですから、その中でどんな使い方ができるのか、今、いろいろ試行錯誤している段階だと思うので、データを集めて発信していく活動をやっていかなければいけないと常に思っています。

私も個人的に言うと、非常勤で大学の授業をやっていますが、コロナ禍の2年目が終わるところですが、ずっとリモートなのです。ところが、学生の皆さんもだいぶ慣れてきて、初めはうまくいかないかなと思ったけれども、うまい使い方ができるんだとお互いにわかってくるわけです。そこはとても大切なことです。また、例えば、ZOOMの会議でも、前はなかなか意見を言いにくかったのが、参加されている皆さんがよく発言するようになるとか、かなりうまい使い方ができるようになるということを感じています。今後、来年度に向けて発展段階になると思いますので、ぜひ、さらにこの活動を進めていけるといいと思います。非常にいい道具を手に入れたということを実感しています。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○井口委員 今まで以上に今後は多様な学び方とか考え方というものがいろいろな世代に広がっていくのだろうなと思っています。また、学校施設も建て替えが始まり、今もう既に仮設校舎の建設が進んでいるところです。学習者用コンピュータの使われ方や授業の進め方については、保護者の間でも本当にいろいろな意見が出ているところです。やっぱり顔を合わせて学校へ行くのが当たり前で、それで友達同士で仲よくなってというような考え方の保護者もいますし、何でオンライン授業進まないんだという保護者もいます。今のこの時代にとっても何が正解か本当にわからない。そして、わかりづらいことなのかなというのはつくづく感じています。

一方、学校訪問などに行きますと、私たちの時代では考えられなかった、例えば、算数で図形や模型を裏側から見るとか、展開図が動画でパパパッと、あ、裏側はこうなっているんだと、指で回すだけでも見えてきたりとか、あとは、カエルやメダカの解剖というものも、実際に生き物を殺さずして学ぶことができる。今、まさに1年目なので、これらのものを蓄積して、ぜひ2年目にはさらなる高みを目指して、いい文房具としての学習者用コンピュータが活用されるように、と思っているところです。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにご意見やご質問はございますか。

○笹井委員 学習者用コンピュータの活用状況について、市民の皆さんや、あるいは議会でのご議論を聞いていると、言葉の定義が統一されていないように感じます。今回の資料でも、オンライン学習による家庭学習の支援とか、リモート授業とか、オンライン授業とおっしゃる方もいらっしゃるし、ハイブリッド授業だとか、双方向活用だとか、市民の皆さんや保護者の皆さんや子どもたちも含めてなんですが、言葉の定義がきちっとされていないので議論がかみ合っていないような気がします。他市は全部オンライン授業でやっているのに、武蔵野市はどうして進んでいないの、という議論がありますが、そこら辺の整理というのは活用検討委員会でされているのでしょうか。こういうものをリモート授業と言うとか、あるいはオンライン学習による家庭学習の支援というのは具体的にこういうことで、例えば、感染症で来られなかった方が家庭で学習をする場合に、授業を学習者用コ

ンピュータで見ながら声かけもするとか、そういう言葉の定義をきちっとされているのかどうなのか。そのうえで議論がされたほうがいいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○松下議長 では、お願いします。

○村松指導課長 言葉の定義について、以前から議会でも質問等出てきておりますので、本市としては、この検討委員会も含めて、オンライン授業とオンライン学習については定義をしています。先ほどご説明した武蔵野市学習者用コンピュータ通信の第11号で昨年の秋にお知らせしていますが、まだ浸透されていないというところが大きな課題だと思っております。

基本的にオンライン授業と考えるのは、先生と子どもたち、子どもたち同士が、しっかり双方向でやりとりができるものとしています。授業をライブ中継するような配信型であったり、学習者用コンピュータに搭載しているe-ライブラリなどを使ったドリル型の学習、あとは、NHK for Schoolなど、動画を活用して説明するもの、そういうものも全てオンライン学習として位置付けています。そこのところの周知をさらに図っていくことが大事だと考えております。

○松下議長 ありがとうございます。

過渡期においては、言葉が1つにならずにいろいろな言葉が使われるというのは、ほかの事象を見ているとすごくあるなと思っております。今まさに学習者用コンピュータを活用した取り組みが始まって、武蔵野市では1年、全国的にも同じぐらいですので、そしてコロナ禍ということで過渡期にあると思っておりますので、武蔵野市としての考えや言葉の定義を、1回だけではなくて、何度もお知らせするようにしていただきたいと思っております。

そのうえで私は、年齢、学齢に応じた扱いというのはとても大事になってくると思っております。よく、ZOOM会議に慣れてきたという方がいますけれども、それは大人だからであって、小学校1年生、6歳の子と、大人は同じには考えられません。18歳以上の大学生と、6歳、7歳、8歳の小学校低学年は、同じには考えられませんので、必ず補助をする方が必要になります。そのあたりは、学齢や成長に応じてしっかりと考慮して、私たち大人が考えていかなければいけないと思っております。

あと、他市の事例として、他市にお子さんを通わせている方に伺うと、新聞や報道で見るとは実態が違って、午前中の1コマだけ、午前中だけで、午後は何の配信もないから、ゲームしたり、それぞれ何したりという実態だということを聞くと、どうもイメージ先行になってしまっている点もあるのかなという気もします。市民の皆様や議会の皆様にもご理解いただき、言葉の定義や、取り組みについては共通認識として持てるようにしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

### 3 協議事項

(1) 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 重点的取り組み事項 令和3年度取り組み状況について

○松下議長 次は、協議事項の(1)「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 重点的取り組み事項 令和3年度取り組み状況について」に入りたいと思います。資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 資料5を説明いたします。

表の見方ですが、一番左側に重点的な取り組み事項を記載しています。その隣が内容で、令和3年5月に改定したものとなっております。真ん中が、令和3年度取り組み状況、右側が今後の取り組みの方向性です。

それでは、順次説明をしていきます。全部で11項目ございます。

まず1番目、「子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会の推進」についてです。具体的には、子どもの権利に関する条例の検討についてです。

令和3年度取り組み状況として、外部有識者等を構成員とした子どもの権利に関する条例検討委員会を設置し、条例の重点課題となる事項を中心に検討を進めております。

また、市立の小学校4年生から中学校3年生を対象としたアンケートをタブレット端末にて実施したほか、ワークショップ等も開催し、普及、啓発の取り組みを進めております。

今後の取り組みの方向性として、条例検討委員会において検討を進めていただき、市に報告をいただくこととなります。報告を受けて、市で素案を作成、パブリックコメントを経て、条例案をまとめ、令和4年度中の議案上程を目指していきたいと考えております。

その下、「妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援及び体制の推進」です。こちらは、先ほど報告事項にもございました保健センターの検討も絡む内容でございます。

令和3年度の取り組み状況として、子育て世代包括支援センターを設置しております。児童発達支援センターや教育支援センターといった3センターの今後の連携について検討を進めております。現在は連携型で実施しております。

また、子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議を設置して、子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方及び新たな複合施設の必要性等について検討を行いました。

教育支援センターについては、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に1名ずつ配置し、さらなる相談体制の強化を図っております。

また、子育て支援ネットワークにより、虐待や養育困難家庭に関する情報や援助方針を共有し、適切な支援を図ってまいりました。

子どもの支援に係る地域連携強化事業としましては、武蔵野市市民社会福祉協議会を中

心に、学習支援教室や子ども・コミュニティ食堂等と関係機関のネットワークづくりを進めるなど、子どもの貧困対策を進めてまいりました。

今後の取り組みの方向性ですが、子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議の報告の内容も踏まえ、市として新たな複合施設に関する検討を進めてまいります。

また、教育支援センターや子育て支援ネットワーク、子どもの貧困対策の推進についても記載をしています。

その下、「総合的な放課後施策の推進」です。

令和3年度の取り組み状況として、学童クラブ需要増に伴い、三小、桜野小の学童クラブを増設しました。また、35人学級導入により二小学童クラブ及び五小あそべえ教室の移設を行いました。高学年児童の受け入れについては、コロナウイルス感染対策を最優先としたため、実施に至っておりません。

今後の取り組みの方向性ですが、高学年児童の学童での受け入れについては、児童増加や35人学級導入による学校運営を鑑み、検討を進めていきたいと思っております。

また、就労の多様化に対応するため、民間学童クラブの誘致、また児童増に対応するため、大野田小学校、境南小学校、関前南小学校でクラブ室を増設してまいります。

また、国が「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」を策定したことも踏まえ、学童クラブの安定的な運営や質の向上に向けて、第三者評価を導入してまいります。

その次、「生きる力を育む幼児教育の振興」です。

令和3年度の取り組みとして、武蔵野市生きる力を育む幼児教育振興検討会議を開催しました。令和3年11月に武蔵野市生きる力を育む幼児教育の基本的な考え方、具体的な取り組みの方向性についてまとめた同検討会議の報告書が提出されております。

今後の取り組みの方向性として、報告書に記載されている考え方等について、幼稚園、保育園、認定こども園、教員、保育士で共有する場を設定します。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた仕組みを整備してまいります。

2ページをお願いします。「学校改築の計画的な推進」です。

令和3年度の取り組み状況ですが、第一中学校及び第五中学校の基本設計を策定しました。また、学校改築懇談会などを通じて幅広く多様な意見の把握に努めてまいりました。

今後の取り組みの方向性ですが、一中、五中につきましては、実施設計を行ってまいります。また、2学期からは仮設校舎の使用を開始します。その後、既存校舎の解体工事等を進めまして、令和7年度から新校舎・新体育館使用開始に向けて設計等を進めてまいります。

また、第五小学校、井之頭小学校につきましては、基本計画の策定を行ってまいります。

その下の「市立学校児童生徒数増加及び小学校35人学級導入への対応」です。

令和3年度の取り組みとして、35人学級への対応方針を決定しました。また、関前南小

学校の増築を決定し、設計に着手しております。

学級給食桜堤調理場については、令和3年7月に調理場の本体の建設工事が完了し、2学期から給食の提供を開始しております。

今後の取り組みの方向性ですが、児童生徒数の動向を踏まえ、必要な教室数の確保、関前南小学校増築棟は令和6年度から使用できるよう進めてまいります。

その下の「学習者用コンピュータを活用した学びの推進」については、先ほど詳細な報告がございましたので、省略いたします。

その下の「学校・家庭・地域との連携協働」についてです。

令和3年度の取り組み状況ですが、こちらも、まずは庁内の検討会議を設置し、課題の整理を行い、その後、10月には第4回の検討委員会を開催し、開かれる学校づくり協議会の機能を強化するイメージを共有しております。

また、むさしのジャンボリー事業など自然体験事業については、その多くがコロナの関係で中止となりましたが、一部は内容を変更したうえで実施しております。

取り組みの方向性ですが、学校・家庭・地域の協働体制検討委員会については、8月に中間のまとめを公表し、パブリックコメントを実施していく予定です。12月には検討委員会報告書をまとめ、教育委員会に答申をするという予定になっております。

3ページをお願いします。「東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会のレガシー創出と継承」です。

まず、令和3年度の取り組みとして、大きく4つに分かれており、まずは実行委員会、スポーツボランティア「HANDS」、「むさしのジュニア2020通信」発行や市ゆかりの選手応援プロジェクト、パラリンピック聖火の採火式などを開催しました。

また、ホストタウン事業としては、ルーマニアパラアスリートたちとオンラインの市民交流を開催しております。

学校教育においては、全市立小・中学校が、オリンピック・パラリンピック教育推進校として、各学年35時間ずつ各教科等の年間指導計画に様々な学習や活動を位置付けて取り組みを実施しております。

その他、Sports for Allの水球、武蔵野アール・ブリュット、ボッチャ武蔵野カップの開催等を実施しています。

今後の取り組みの方向性としては、今、説明した内容の取り組み、仕組みを大会のレガシーとして残していこうということで記載をしております。

その下の「総合体育館及び市営プールのあり方の検討」です。

令和3年度の取り組み状況として、総合体育館の外壁等改修工事に着手しています。

また、総合体育館の大規模改修工事については、基本計画素案を作成中です。これまで機会を捉えて様々な保全改修や機能改善を行ってきたことや、給排水の老朽化の状況や優

先順位を鑑み、また、市全体の公共施設の改修工事の均衡化を図るため、実施時期については、令和8～10年度に変更となっております。

第二期武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会を設置し、その中で市営プール等のあり方についての議論を重ねております。

今後の取り組みの方向性ですが、第二期武蔵野市スポーツ振興計画において、既存の屋外プールは廃止し、温水プール・管理棟を建て替えることで、年間を通して誰もがプールを利用しやすい環境を整備することが望ましいとの方向性が示されております。今後、さらに市民、利用者、関係団体の意見を伺い、プールのあり方について、来年度から策定が始まります第六期長期計画・調整計画の中で議論を深めてまいりたいと思っております。

最後、「武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進」です。

令和3年度の取り組み状況として、庁内に文化振興研究ワーキングを設置しており、その中で文化施設や事業の特徴、魅力を調査することとしております。

また、武蔵野文化事業団と武蔵野生涯学習振興事業団が合併することで準備を進めた年ですが、合併の契約を締結したこと、また、具体的な事務作業を進めるとともに、庁内連絡会議を開催し、合併に向けた進捗状況や課題を市と両事業団で情報共有し、各種調整及び支援を行いました。

今後の取り組みの方向性ですが、まず、文化振興ワーキングは、文化振興基本方針の視点からこれまでの成果を振り返り、整理をします。そして、来年4月1日、いよいよ合併ということになります。新事業団の名称は、武蔵野文化生涯学習事業団としてスタートします。合併後の団体が担う事業は、芸術文化、生涯学習、スポーツと多岐にわたるため、庁内関係各課及び新事業団の連絡調整の場を設け、それぞれの施設・事業部門間の連携を進め、法人全体の指導監督を適切に行っていく体制を確保していきたいと思っております。

説明は以上になります。

○松下議長 説明が終わりました。本件の進め方についてですが、項目も複数ありますので、ページごとにご意見をお願いしたいと思います。

では、まず、資料5の1ページの項目について、4項目ございます。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○渡邊委員 質問ですが、1番目のところで、子どもの権利に関するアンケートをタブレット端末で実施したとあるので、この回収率や、普通の紙に書くアンケートと比べてどうだったのか、その辺の結果がわかるかと思っています。

この間、研修会で、いじめについてなどのアンケートをとるとき、十分注意してほしいと伺いました。自由意見を書くとなると、いろいろ問題があり、いじめられている子だけが書いていると、わかってしまって、かえっていじめに遭うこともあるということです。アンケートのとり方は、タブレットの場合と紙の場合とでだいぶ違いますので、その辺ど

うだったのかというのが1件目です。

もう一件、3番目の民間学童クラブの誘致について、今まで学童クラブは学校の中で行われていたわけですが、誘致というのはどんな形でどういう考え方でやるのか。利用料は市からの援助をしてあげられるのかどうか。その辺伺えるといいと思いました。

○松下議長 2点についてのご質問です。

○吉村子ども子育て支援課長 子どもの権利条例の2つの質問について、お答えします。

アンケートの結果について、今、細かな数字を持っておりませんが、まず、校長会でご説明し、学校の先生にもアンケートについて説明をしていただいたうえで実施していただきたいとお願いしましたので、回収率はかなり高く、全体では8割弱ぐらいだったと思います。

内容については、子どもの権利について知っていますかですとか、一部ヤングケアラーについても聴いておりますが、いじめなど深刻な内容はありません。基本的には、学級の中で少し先生に説明をいただいた後に時間をとっていただくのと、そこで回答できなければ、お家に帰ってやっていただくなど、タブレットで実施しました。結果についても、学校ごとで把握できるものではなく、学校に個人情報が出るということはないようにするというのも校長会で説明をして、ご対応いただいたところです。

○松下議長 民間学童についてお願いします。

○茂木児童青少年課長 基本的には、市立小学校の中に学童クラブをおさめていくというのは大原則でございます。ただ、現状の課題としまして、児童が増加しており、また、35人制学級への対応として、学童クラブが一般教室化されて、移転等を伴うようなところもございます。今現在、待機児童を出しておりませんが、今後、そういった心配もあるため、民間学童の誘致を行いたいということです。

基本的には、設置に伴う経費と運営に伴う経費を補助していく考えでございます。加えまして、児童が増えた分は、来年度、大野田小、境南小、関前南小の改築等もあわせて行っていくものでございます。

○松下議長 利用料のご質問もありました。

○茂木児童青少年課長 利用料につきましては、今現在、月8,000円でございます。

○松下議長 現状でも民間学童は市内にも複数ございまして、風の子さんという認証保育園を持っていて、民間の学童としてやっているところがありますね。

○茂木児童青少年課長 はい。ほかにも東学園のeパル、あと、障害のある小学生を対象にした千川さくらっこクラブもございます。そういったものも含めて幅広く募ってまいりたいと思っております。

○渡邊委員 先ほどのアンケートに関連して、タブレットを皆さん持っておりますので、データのとり方を工夫していただいて回収率を上げていくと、いいデータがとれるのでは

ないかと思しますので、よろしく申し上げます。

○松下議長 ほかにございますか。

○竹内委員 「生きる力を育む幼児教育の振興」ですが、個々のお子さんの状況を受けとめていくというのは大事だと思いますが、今回、生きる力ということで就学前と就学後をつなぐうまくつなげていこうということです。学習指導要領上も就学前と就学後を意識してつないでくれたと思っていますが、就学前は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」について、幼稚園と保育園でどのぐらい共有されているのか。幼稚園と保育園で10の姿を共有しているのであれば、学校のほうでは、今の1年生にはスタートカリキュラムといって、10時間ぐらいかけてうまく1年生の受けとめを教育課程上もつないでいきますが、幼稚園、保育園で「10の姿」についてどういうふうに受けとめられているのか、それぞれで違っているのか、あるいは、大体同じように捉えていらっしゃるのかというのがわかったら教えていただきたいです。

○松下議長 お願いします。

○吉田子ども育成課長 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」というのは、例えば、保育所保育指針や、幼稚園教育要領に記載されていますが、園によって捉え方が若干異なり、どれほど積極的にそれを読み取っていかうかといったところの差があると、こちらでは把握しているところでございます。

それとともに、10の姿だけではなくて、ここの報告書に書かれている幼児教育の考え方というのを共有していくというのは、今後の取り組みにとってベースとなってくるものだと思っておりますので、それも含めて、考え方や今後の取り組みについて、ある程度同じ認識の共通化を図っていきたいと思っています。

○松下議長 ほかにございますか。

○清水委員 「子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会の推進」の今後の取り組みの方向性について、「市の関係部署、学校等が様々な機会を捉え、子どもの権利の普及、啓発の取り組みを行う」は、とても大切なことだと思います。権利について子どもたちがしっかり理解することはとても大事ですが、権利というのは、自分だけに認められたものではなくて、周りの一人一人にみんなその権利があるんだよという視点がとても大事だと思います。そこのところを押さえたいうえで伝えていくということが大切かなと思います。

○松下議長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

それでは、2ページ目の項目について、ご意見やご質問がありましたら、お願いします。

○清水委員 「学校・家庭・地域との連携協働」です。武蔵野市は、これまで青少協を中心として、連携協働ということが非常にうまく機能してきたと思っています。このよさをこれからも大事にしていくということがすごく大切だと思っています。

例えば、ジャンボリーは、武蔵野市が予算的なサポートをかなりしてくださって、そう

いった中で、今まで脈々といい伝統が続いてきました。これは、子どもたちにとってもすごくいい活動であります。忘れてはいけないのは、これにかかわる大人や生活指導員の、中高校生、それぞれがみんな成長していくんです。とても素晴らしい仕組みで、これをこれからも大事にしていくということだと思います。

今、各学校で課題となっているのは、後継者づくりです。保護者の中で大変だな、ハードルが高いなと思うことがあるのかなと思いますが、よさをどんどん発信しながら、後継者を継がせていくような、そんな仕組みができていくといいなと思っています。

○松下議長 ありがとうございます。残念ながらジャンボリーはコロナ禍で川上村には行けていませんが、今年度は違った形で日帰りでジャンボリー体験ができるような取り組みもなされていって、継続していくことは大事だなと思っています。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○竹内委員 急に個別の話になって恐縮ですが、学校の机についてです。学習者用コンピュータが配られて、改めて気になったので。学校の机の基準で新しいJ I S規格が出されていて、まだ全国でも半分ぐらいしか新しくしていないと認識しています。縦が5センチ、横が5センチ広くなるという規格ですが、もちろん改築後には新J I S規格の机を想定した教室のスペックが想定されていると認識していますが、仮に現行の校舎の中で35人学級が進んでいくとしたら、新J I Sの規格の机が入れられるようになるのかどうか、どういう見立てをされているのか。改築の時期でないとその切りかえというのはできないのかということ、もしわかっていたら教えていただきたいです。

○松下議長 どなたかお願いします。

○渡邊教育企画課長 まだそこまで分析はできていませんが、35人学級で余裕が出る反面、既存の校舎については、教室の広さがまちまちでございますので、そこは実態をしっかりと把握していきたいと思っています。

○松下議長 よろしくをお願いします。ほかに2ページ目、ございますか。よろしいですか。

それでは、3ページ目について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

○渡邊委員 私も1番目のオリ・パラ実行委員会に入っていて、活動は終わりましたが、今後の取り組みの方向性の記載は、結構雑駁であるという印象があります。例えば、左側は、実行委員会、ホストタウン、学校教育、その他という形で分けて書かれています。右の側の今後の取り組みの方向性には、レガシーが大切だということは入っていて、ホストタウンとかルーマニアとの交流もありますね。学校教育については結構少なく、パラリンピック教育支援ぐらいなので、この辺の充実というか、項目を分けていただき、記述していただくと、もっと具体的な方向性が出てくるのかなと感じました。実行委員の一人として、レガシーを十分活かした活動、教育委員会ですから、教育委員会の中での活動を

積極的に進めていかなければいけないと思いますので、ぜひもう少し具体的に書いていただけるといいと感じています。

もう一点、最後の3番目のところで、文化の面では一番下の欄に「オリパラ文化プログラム等を含めた」という形で書かれています。この項目は1番目にも入るのではないのでしょうか。例えば、上のほうに、この項目の中にも記述されているとか書かれていると、下の「オリパラ文化のプログラムを含めた」というところが生きてくるとと思いますので、記述の仕方を工夫していただけるといいと思いました。

○松下議長 今の点について何かございますか。お願いします。

○宮本オリンピック・パラリンピック担当課長

ご指摘ありがとうございます。今後の取り組みについて、いろいろなものを残していくこと、それがしっかり見える形で、こちらとしてもそれを意識して整理しながら進めていけるように考えていきますので、どうもありがとうございます。

○渡邊委員 よろしくお願いします。

○松下議長 ほかにございますか。

○清水委員 学校では6年間にわたってオリ・パラ教育をずっと積み重ねてきました。いろいろな範囲に及んでいますが、この内容の中に、3行目「市民及び市内団体等とともに共生社会の実現や国際理解の推進、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」とあります。今、武蔵野市では、市民科の取り組みでこういったことをやっていますので、オリ・パラ教育から市民科と広げていくというか、関連の中でこういったものは取り組んでいけるので、記述を加えていったらいいなと思います。

○松下議長 お願いします。

○オリンピック・パラリンピック担当課長 オリ・パラ教育から市民科へのつながりなどについても少し研究させていただいて、こちらの記載にどのように入れられるか、考えたいと思います。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

私は、真ん中の市営プールのあり方の検討というのが今後大きな議論になってくるかなと思っています。今後の取り組みの方向性にもあるように、まず、第二期武蔵野市スポーツ推進計画において、既存の屋外プールは廃止し、温水プール・管理棟を建て替える、という方向性を示しています。これに基づいて、市民、利用者、関係団体の皆様に意見を伺って、プールのあり方について第六期長期計画・調整計画の中で議論を深めるとなっております。あわせて、多摩地域の市では、学校のプールについても様々議論が行われていて、多摩市では、小学校のプールを外部での屋内プールの指導に移動して行うという形で、学校内ではプールを活用しないという方向性と聞いています。武蔵野市でも今後、敷地面積の関係で建て替え計画の中で、夏場の一定期間のみ使うプールが学校の中にあっただろうが

いいか、学校外にあって年中使えるようなところがいいかというのは、今後また市営プールの議論ともあわせて考えていく必要があるのかなと思うのですが、そのあたり、事務局としての考え方はありますか。ここでは学校には言及はしていませんが、推進計画や、この間の議論の中でどうだったかというのを教えてもらえますか。

○樋爪教育部長 スポーツ推進計画の中では、あくまで総合体育館とそれに伴う温水プール、屋外プールのあり方についての武蔵野市の市民におけるスポーツ推進という観点から、今後に向けての施設についての方向性を出示していただきました。

今、市長がおっしゃったとおり、学校もこれから改築がどんどん始まってまいります。令和4年度からは、第五小学校、井之頭小学校に着手します。こちらについては、学校改築の計画的な推進、2ページの一番上に項目としてはそちらのほうに入っております。当然、しっかり関連しながら進めていきますけれども、学校についても、まず、敷地が非常に厳しいという制約条件もありますので、慎重に行っていく必要があると思っており、令和4年度の取り組みに必ず含まれていく、そのように考えております。

○松下議長 わかりました。ほかにございますか。

○竹内委員 今の市長がおっしゃったプールのことなんですけれども、多摩市もそうだったと思いますが、屋内のプールは、年間の利用が担保できるなど、メリットが出てくるべきものと思っています。今の地球温暖化の関係で、夏場に天候不順でプールが利用できないという実態もあると思いますので、その辺を踏まえてどういう価値が生み出せるのかというのを見据えながら検討を進めていくべきと思っています。

○松下議長 お願いいたします。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これにて施策の大綱、重点的取り組み事項、取り組み状況について、一通り協議をいたしました。ほかにも全体を通して何かご意見のある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、今年度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性を踏まえて、今後、来年度の改定案を作成してまいります。

#### 4 その他

##### (1) 令和4年度総合教育会議の開催日程について

○松下議長 次第の4、その他(1)「令和4年度総合教育会議の開催日程について」、事務局より説明をお願いします。

○真柳企画調整課長 それでは、資料6をお願いします。来年度の開催日程は3回予定をしております。第1回が5月11日で、会場は本日と同じです。このところ、年度に2回

の開催でしたが、3回として11月を設定したのは、先ほどの重点取り組みの中で触れさせていただきました、学校・家庭・地域の協働検討委員会の報告が中間のまとめを経てまとまってまいりますので、総合教育会議の中でも意見交換をさせていただきたいという趣旨です。

なお、定例としては上記3回ですが、必要に応じて開催する可能性があるということをご承知おきください。

○松下議長 ただいまの説明について、また、その他、何かご意見やご発言のある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

## 5 閉 会

○松下議長 それでは、これをもちまして、令和3年度第2回総合教育会議は閉会となります。本日はありがとうございました。

午後3時30分 閉会